

堺市公報 第126号	令和2年6月26日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】.....	1
<告示>	
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請 【環境局環境保全部環境対策課】.....	5
<公告>	
○堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金について 【産業振興局農政部農水産課】.....	10
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】.....	11
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】.....	11

規 則

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年6月26日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第61号

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則
の一部を改正する規則

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第108号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「堺市」を「本市」に改める。

第9条第3項中「及び第8節」を削る。

第19条第2項中「育成医療の」を「申請者は、育成医療の」に改める。

第22条第1項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第24条第3項中「自立支援医療（育成・更生）支給認定変更通知書」を「自立支援医療（育成・更生）支給認定変更決定通知書」に改める。

第28条第2項中「(平成8年規則第58号)」を削る。

第29条の2第1項中「第76条第1項」を「第76条の2第1項」に改め、同項第1号中「第76条第1項第1号」を「第76条の2第1項第1号」に改め、同項第2号中「第76条第1項第2号」を「第76条の2第1項第2号」に改め、同条第2項第1号中「高額障害福祉サービス費・高額障害児通所（入所）給付費支給（不支給）決定通知書」を「高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」に改める。

第30条第2項中「障害福祉サービス事業の」を「障害福祉サービス事業等の」に改める。

「

18 の 3	1
18 の 3	2
18 の 3	3

を

18 の 3	2
18 の 3	3
18 の 3	4

に、

」

「自立支援医療（育成・更生）支給認定変更通知書」を「自立支援医療（育成・更生）支給認定変更決定通知書」に改める。

様式第3号中「ふりがな」を「フリガナ」に改める。

様式第19号中「決定した」を「決定をした」に改める。

様式第22号中

「

	性別	男・女
--	----	-----

」を「

--

」に、

「あたって」を「当たって」に、「、及び」を「及び」に改める。
様式第23号中

「

	性別
	男・女

」を「

--

」に、

「つける」を「付ける。」に、「並びに」を「及び」に、「回復状況の見込」を「回復状況の見込み」に改める。

様式第24号中「ふりがな」を「フリガナ」に、

「

年	月	日生	(歳)	男・女
---	---	----	---	----	-----

」を「

年	月	日生	(歳)
---	---	----	---	----

」に、

「囲んで下さい」を「囲んでください」に、「含む」を「含む。」に、「ご記入」を「に記入して」に、「重度であり」を「重度で、」に改める。

様式第25号中「ふりがな」を「フリガナ」に、

「

	年齢	性別
	男・女	

」を「

	年齢
--	----

」に、

「印」を「@」に改める。

様式第26号中「調査書」を「調査書(更生医療)」に改める。

様式第29号中

	性別

を

に

改める。

様式第30号中「一か月」を「1か月」に、「なったり、なくした場合は」を「なった場合又はこれをなくした場合は、」に改める。

様式第31号中

	性別	男・女

を

に、

「場合記入」を「場合は記入」に改める。

様式第32号中

	性別	男・女

を

に

改める。

様式第38号中

	性別	

を

に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができるものとする。

告 示

堺市告示第230号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次の1のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年6月26日

堺市長 永 藤 英 機

1 申請の概要

- (1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

日本製鉄株式会社

代表取締役社長 橋本 英二

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

日本製鉄株式会社 瀬戸内製鉄所 阪神地区（堺）

堺市西区石津西町5番地

- (3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1 63号ホ 金属製品製

造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 2基

同表 65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 2基

イ 能力

別表1のとおり

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

別表1のとおり

エ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間

別表1のとおり

オ 使用時間の季節的変動

別表1のとおり

カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の値

別表1のとおり

キ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の数値及び最大の量

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 使用開始年月日又は使用開始予定年月日

別表2のとおり

イ 種類、構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表2のとおり

ウ 使用時間の間隔、1日当たりの使用時間及び使用時間の季節的変動

別表2のとおり

エ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の値

別表2のとおり

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の数値及び最大の量

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和2年6月26日から令和2年7月17日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 時間

午前9時から午後5時30分まで

(3) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階
堺市環境局環境保全部環境対策課

別表1

種類			63号ホ 金属製品製造業又は 機械器具製造業の用に供する 廃ガス洗浄施設 (A)		63号ホ 金属製品製造業又は 機械器具製造業の用に供する 廃ガス洗浄施設 (B)	
能力			排ガス処理量 51m ³ /min 洗浄水量 25L/min 循環水量 100L/min		排ガス処理量 200m ³ /min 洗浄水量 70L/min 循環水量 590L/min	
工事着手予定年月日			許可後		許可後	
工事完成予定年月日			許可後		許可後	
使用開始予定年月日			許可後		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間			連続24時間		連続24時間	
使用時間の季節的変動			なし		なし	
使用時において当該特定 施設から排出される汚水等 の汚染状態の通常の値及 び最大の値	区分	単位	通常	最大	通常	最大
	pH	-	6.0	3.0 ~ 10.0	6.0	3.0 ~ 10.0
	COD	mg/l	3.40	10.00	2.70	10.00
	T-N	mg/l	1.30	2.00	1.00	2.00
	SS	mg/l	2.00	5.00	N.D.	5.00
	Zn	mg/l	53.00	80.00	0.60	5.00
Fe	mg/l	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
使用時において当該特定施設から 排出される汚水等の1日当たりの通 常の量及び最大の量	m ³ /日		3	3	2	2

種類			65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (B)	
能力			洗浄物最大寸法 Φ1,170×650H 洗浄物最大重量 500kg タンク容量 260L		洗浄物最大寸法 Φ1,370×850H 洗浄物最大重量 1,000kg タンク容量 460L	
工事着手予定年月日			許可後		許可後	
工事完成予定年月日			許可後		許可後	
使用開始予定年月日			許可後		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間			連続24時間		連続24時間	
使用時間の季節的変動			なし		なし	
使用時において当該特定 施設から排出される汚水等 の汚染状態の通常の値及 び最大の値	区分	単位	通常	最大	通常	最大
	pH	-				
	COD	mg/l				
	T-N	mg/l				
	SS	mg/l				
	Zn	mg/l				
Fe	mg/l					
使用時において当該特定施設から 排出される汚水等の1日当たりの通 常の量及び最大の量	m ³ /日		全量産廃処理	全量産廃処理	全量産廃処理	全量産廃処理

別表2

種類	排水処理設備 (No.2 API 油水分離装置)		同左							
変更前後の区分	変更前		変更後							
使用開始年月日又は使用開始予定年月日	平成3年5月1日		許可後							
構造	鉄筋コンクリート造り		同左							
能力	4,800m ³ /日		同左							
汚水等の処理の方法	API方式 油水分離槽 4000W×10000L×1000Hmm×4槽 5000W×10000L×1000Hmm×2槽		API方式 油水分離槽 5000W×10000L×1000Hmm×2槽							
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続 24時間		同左							
使用時間の季節的変動	なし		同左							
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常		最大		通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	-	7.0	7.0	6.5~7.5	6.5~7.5	7.0	7.0	6.5~7.5	6.5~7.5
	BOD	mg/l	5.39	5.08	17.53	16.52	5.23	4.92	16.72	15.75
	COD	mg/l	4.15	3.91	6.93	6.53	4.07	3.83	6.39	6.02
	SS	mg/l	50.68	31.95	103.35	96.56	51.04	32.18	103.06	96.29
	油分	mg/l	4.26	1.43	9.75	4.41	4.21	1.41	9.92	4.49
	Fe	mg/l	0.80	0.20	2.03	0.20	0.85	0.21	2.16	0.21
	T-N	mg/l	1.29	1.29	2.92	2.92	1.27	1.27	2.80	2.80
T-P	mg/l	0.06	0.06	0.16	0.16	0.05	0.05	0.16	0.16	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大の量	m ³ /日	2,803		3,403		2,603		3,203		

別表3

排水口名	No.2				
変更前後の区分	変更前		変更後		
排出水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	-	7.0	6.5~7.5	同左
	BOD	mg/l	5.7	12.0	
	COD	mg/l	7.8	11.0	
	SS	mg/l	10.2	30.0	
	油分	mg/l	0.7	2.0	
	Zn	mg/l	N.D.	0.1	
	Fe	mg/l	0.05	0.1	
	全Cr	mg/l	N.D.	N.D.	
	Cr ⁶⁺	mg/l	N.D.	N.D.	
	F	mg/l	N.D.	N.D.	
T-N	mg/l	8.0	22.0		
T-P	mg/l	0.06	0.12	0.07	0.14
排出水の量	m ³ /日	13,230	14,223	11,392	12,385

公 告

堺市公告第371号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第23条第2項の規定に基づき、次のとおり堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年6月26日

堺市長 永 藤 英 機

堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室令和2年度第2四半期の利用料金

1	簡単に作れるパン&バター教室	1,000円	通年
2	メロンパン教室	1,100円	通年
3	ソーセージ教室	1,400円	通年
4	バター作り教室	500円	通年
5	簡単に作れるパン教室	800円	7～9月度
6	2色メロンパン教室	900円	7月度
7	ヨーグルトパイニアイス教室	900円	7月度
8	練乳ミルクシャーベット教室	900円	7月度
9	もものアイス教室	900円	8月度
10	マンゴーシャーベット教室	900円	8月度
11	ソーセージパン教室	900円	8月度
12	おいものアイス教室	900円	9月度
13	ぶどうシャーベット教室	900円	9月度
14	ちぎりパン教室	1,300円	9月度

~~~~~

堺市公告第372号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年6月26日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市中区土師町一丁2626番1及び2626番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市北区百舌鳥梅町一丁5番地6  
桂建設株式会社  
代表取締役 片岡 功

~~~~~

堺市公告第373号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年6月26日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市南区小代199番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市北区中百舌鳥町5丁18番地1 603号
大仲 修平